

・**反対専門** 他人名義のクレジットカードを不正使用した場合については何説を採るか。

・**学説の検討**

クレジットカードの不正使用は、適法に取得した自己名義の有効なクレジットカードを代金支払い意思または能力なく使用する場合と、カード名義人ではない者が他人名義のクレジットカードを使用する場合とに分けられる。は、捨得もしくは盗取、偽造するなどして不正に取得した他人名義のカードを使用する場合と、カード名義人の許諾がある場合など不正に取得したのではないカードを使用する場合とがある。本問では、XがB名義のカードを用いたため にあたり、Aが自発的に被告人を含む第三者に対し交付した可能性を排除できないから、後述のように のうち、不正に取得したのではないカードを使用する場合の処理が問題となる。

1. **自己名義のクレジットカードにおける不正使用について**

弁護側は A 説(否定説)に立つ。なぜなら、加盟店に対する関係において、代金支払い はクレジットカード会社が行うという点においてならぬの虚偽はないのであるから、加盟店に対する欺罔行為はないと考えるからである。また、クレジットカード会社に対する欺罔や、その処分行為も一応認められるとしても、クレジットカード会社は会員によって欺罔されようとされまいと加盟店に対して商品購入代金の支払いをしなければならないのであるから、クレジットカード会社における錯誤とその処分行為との間には因果関係が存在しないからである<sup>1</sup>。

2. **他者名義のクレジットカードにおける不正使用について**

(1) 学説の状況

説：クレジットカードの名義人を偽ることを欺罔行為と解し、その名義人のカード利用とこれによる代金債務の負担につき許諾があった場合にも詐欺罪の成立を肯定する説<sup>2</sup>

説：名義人を偽ることを欺罔行為と解しつつ、カード取引の実際にも考慮してカード名義人本人の使用と同視できる場合にのみ詐欺罪の成立を否定する説<sup>3</sup>

説：代金支払い意思または能力を偽ることが欺罔行為であり、名義人との同一性を偽った点は欺罔行為ではない。カード名義人の承諾があり、その利用代金についてもカード名義人において決済することを承諾している場合には、詐欺罪の成立を否定する説<sup>4</sup>

(2) 弁護側は 説を採る。なぜなら、加盟店にとって、利用に係るクレジットカードが有効なものとして、カード会社から利用代金の支払いを受けうるものである限りは、カード利用者が同カードの名義人本人であるかどうかは関心事ではなく、妻が夫名義のカードを使用するなど実際にも加盟店による「署名」の確認がかなりルーズに行われている実情にあることから、名義の偽り自体は詐欺罪の欺罔行為にあたるとはいえないからである。また、名義人の承諾があるカードの使用は「本人使用」の一形態であり、それによって何らかの民事上の問題が生じるようなことがあっても、そのことが直ちに刑事上の問題となるわけではないからである。よって、他人名義のクレジットカードの利用行為について名義人の承諾があり、その利用代金についてもカード名義人において決済することを承諾している場合に詐欺罪は成立しない。

・**本問の検討**

1. XがBのカードを利用した行為につき詐欺罪(246条)が成立するか。詐欺罪が成立するには、欺罔行為 錯誤 交付行為 財物・財産上の利益の移転 財産上の損害の発生という経過をたどることを要し、それぞれの要件の間に因果関係がなければならない。

2. 欺罔行為とは、人を錯誤に陥らせることをいうところ、Xが自らを名義人たるB本人であると従業員に告げ、あたかもBによって代金相当額の決済が行われるものと従業員を誤信させた行為は、従業員を錯誤に陥らせたのであるから、欺罔行為にあたる( )。

この欺罔行為により、加盟店であるガソリンスタンドは決済が行われることが確実であると誤信し( )、ガソリンスタンドはXが乗っていた車に給油していることから、ガソリンを交付し( )ガソリンスタンドからXへガソリンという財物が移転した( )といえる。

また、AもしくはBが決済に応じないことにより財産上の損害が発生するが( )、その損害は加盟店、カード会社いずれに発生すると考えるべきか。加盟店は利用に係るクレジットカードが有効なものであるがぎりカード会社から利用代金の支払いを受けうるものである。したがって加盟店にはなんら財産上の損害は発生していない。むしろ決済を受けることが出来ないカード会社に財産上の損害が発生していると解すべきである。よって、AもしくはBから決済を受けることができなかったカード会社に損害が発生したといえる( )。

次に、Xが従業員を欺罔しなければ従業員が錯誤に陥ることはなくガソリンを交付しなかったのだから各要件の間に因果関係がある。したがってXの右行為は詐欺罪の客観的構成要件に該当する。

3. 次にXの主観面につき検討する。本問ではBはA以外の第三者が本問クレジットカードを使用することを承諾したことはなかったものの、Aは名義人BからB名義のカードの使用を許されており、Aが利用代金をBに交付したり預金口座に振り込んだりしていることから、Aも当該カードによる決済の経済的負担を負っている。そのAからXに対しカードが交付された可能性が否定できないのである。よって、Xがカードを使用したとき、代金相当額の決済は、交付したAが負担してくれるものと考えていたともいえる。さらに、AとBは友人でAの承諾があれば友人の好意で最終的にはBの支払いがあると誤信したともいえる。したがって、Xにとっては経済的負担を負うA、Bの承諾を得たとして、代金支払い意思及び能力を偽るつもりはなかったのであろうから、欺罔行為( )は認められない。また、A、Bが決済を行うとの想定からすれば、カード会社に財産的損害を発生させるつもりもなかったのであろう( )。

以上から、Xはカードの決済を行う者の承諾を得たことで自らの行為は詐欺罪の構成要件に該当しないという事実の錯誤に陥っていたともいえるので、構成要件的故意が認められず、詐欺罪の構成要件に該当しない。よってXの行為に詐欺罪(246条)は成立しない。

4. 私文書偽造罪(159条1項)同行使罪(161条1項)は本問の事情からは売上票への署名の有無が不明で想像の域を出ないので争わない。

・**結論**

Xには私文書偽造(159条1項)及び行使罪(161条1項)が成立するにとどまり、両者は牽連犯(54条1項後段)となる。 以上

<sup>1</sup> 山中敬一「自己名義のクレジット・カードの不正使用に関する一考察」関西大学法学会誌 37 巻 1 号 99 頁

<sup>2</sup> 片岡聡「クレジットカードと犯罪」捜査研究 34 巻 9 号 11 頁

<sup>3</sup> 荒川雅行・刑法判例百選 <第6版> 107 頁参照

<sup>4</sup> 石井芳光「クレジットカードの不正利用と法律問題」手形研究 160 号 54 頁